

2021年度民法展開演習 (HA・HB合同) 最終到達度確認試験

2022年1月14日

松岡 久和

次の【事実】(ⅠからⅢまで)を読んで、後記の【設問】(1から3まで)に答えなさい(配点はおおむね1:1:1である)。

【事実Ⅰ】

1. 2020年4月5日、AはB社の従業員であったが、Bの休業日であった同日、Bの取引先のC社から、B名義の預かり証と引換えに3000万円の現金を預かった後に、行方不明になった。この現金は、3か月後に3300万円を返還する旨の契約(以下「本件契約」という)の元金として授受されたものであった。
2. Aには、契約締結の権限は与えられていなかった。BC間の契約は、B社内で取引につき決裁権限のある取引主任Dが契約交渉を行ってきており、話がまとまったとしてDから指示されたDの部下のAが、Cに現金を受け取りに行ったものであった。
3. 同日、Dは脳卒中で倒れて意識不明の状態に陥り、本件契約についてDの決済による契約書は作成されなかった。しかし、これまでの同種の取引でも契約書が作成されていなかったものの契約交渉で約定したとおりの履行がされてきたので、Cはとくに不審に思うこともなく、Bに問合せをすることがなかった。
4. 同年7月7日、CからBへの問合せに対して、Bは入金記録がなく、内容にも問題があるとして、本件契約の締結の事実を否定した。
5. 同年12月28日、Bは、社内調査の結果、D個人が、違法に高利な契約の勧誘を、B名義を用いて行っていたことをマスコミに発表した。

【設問1】 【事実Ⅰ】を前提として、次の各問に答えなさい(【事実Ⅱ】以下は考慮しないこと)。

問(1) Cは、Bに対して、本件契約の履行を請求できるか。

問(2) Cは、Bに対して、問(1)以外の請求をすることができるか。

【事実Ⅱ】

6. 2021年3月30日、Bは、A及びDを懲戒解雇するとともに、Dに対して損害額を精査のうえその賠償を請求することを検討する、とマスコミ発表した。Dの妻Eは、Bから懲戒解雇の連絡を受けて、Dとの離婚を決意した。なお、DE夫婦の間には子どもはなかった。
7. 同日、Bは、Cとの間で、Bが1000万円の解決金をCに支払うことで、BC間にその余の債権債務関係がないことを確認する旨を合意した。
8. 6の報道の直後からBは極度の営業不振に陥り、7の解決金もCには支払われていない。
9. 2021年6月現在、Aがいまだ行方不明であり、Dの意識も回復しないことから、Dの不正行為の全容はいまだ明らかになっていない。

〔設問2〕 【事実Ⅰ】及び【事実Ⅱ】を前提として、次の各問に答えなさい（【事実Ⅲ】は考慮しないこと）。

問(3) Cは、Dに対して、3000万円の損害賠償請求を行うことを検討しているが、それが認容される見込みはあるか。

問(4) Bは、Cに弁済をした場合に、Dに対して1000万円の支払を求めることを検討しているが、それが認容される見込みはあるか。

【事実Ⅲ】

10. 2022年1月2日、病院で意識を回復したDは、Eが用意していた離婚届に署名捺印してEに届出を依頼したうえ、「Dは、その財産の全部をEに財産分与として譲渡する。」旨の書面を作成してD及びEが署名した。
11. 同月3日、Dは、「(婚外子で5歳の) Fは私の子供である。Eには申し訳ないがFの面倒をみてやってくれ。」という内容の同じ遺言書2通をEにも内緒で作成した。Dは、呼び寄せた弁護士Gに、1通を預かってもらい、もう1通をベッド脇の引き出しに入れた。
12. 同月4日、Dは再び意識を失い、同月8日に死亡した。Eは、同月5日に離婚届を住所地の市役所に提出した。
13. Dの死後、遺言書を発見したEは、それを破り捨てた。しかし、もう1通があることがGによって判明し、その遺言書は、適式であることが確認され家庭裁判所の検認を得た。現在時点は2022年1月14日である。

〔設問3〕 以上すべての事実を前提として、次の問に答えなさい。

問(5) 本件の離婚・財産分与・遺言の効力について論じなさい。